

福祉関係者の資格制度について（意見具申）

昭和62年3月23日
中央社会福祉審議会企画分科会，
身体障害者福祉審議会企画分科会
及び中央児童福祉審議会企画部会
小委員会合同会議
（福祉関係三審議会合同企画分科会）

本合同企画分科会は，社会福祉制度の中長期的な見直しをすすめているところであるが，本分科会に設置した企画小委員会において，福祉関係者の資格制度の創設について検討が行われてきたところである。

本日，企画小委員会より別紙のとおり報告が行われたが，その内容について本分科会においても検討を行ったところ適当と考えられるので，早急に資格制度の法制化の実現を図るよう本分科会の意見として具申するものである。

（別紙）

企画小委員会報告

昭和62年3月23日

1 はじめに

本委員会は，1月19日の合同企画分科会において，合同企画分科会の検討事項の整理等を行い，今後の審議に資するため設置されたものである。

福祉関係者の資格制度については，これまで合同企画分科会において検討された事項であり，下記のとおり，法制化の必要性が高まっているところであるが，日本学術会議をはじめとして，日本社会事業学校連盟，日本ソーシャルワーカー協会，全国社会福祉協議会等からも早急に法制化を図るよう要望が強く，またシルバーサービス関係方面から専門の人材養成を求める声が大きいため，本委員会として緊急に検討を行ったので，その検討結果を報告する。

2 資格制度の法制化の必要性

本委員会は，社会福祉士及び介護福祉士ともいうべき資格を位置づける法律に基づく制度の導入が必要であると考えますが，その必要性は次のとおりであ

る。

（1）高齢化と福祉ニードへの専門的な対応

多様な福祉ニードへの適切なサービスの選択に対する援助

世界に例を見ない急速な高齢化が進行し，高齢者，特に後期高齢者，高齢者世帯等の数が増加する中で，国民の生活構造も変化し，高齢者をはじめとして，障害者，児童等の福祉へのニードも多様化している。このような状況に的確に対応し，国民全てが安心して生活できる長寿社会を築いていくためには，今後一層福祉サービスの供給体制の多様化，充実強化を図るとともに，福祉サービスにおける人材の確保及び資質の向上を図っていく必要がある。

さらに，個々の高齢者等への相談，援助等は，その状況についての客観的な評価に基づく総合的なものでなければならず，そして，多様化している各種サービスの中から必要な福祉サービスが適切に選択される必要があるが，現時点では，社会福祉施設職員等について一定の要件があるものの，福祉サービスにおけるこの機能に関しては位置づけ等が必ずし

も十分でなく、したがってこのような分野において専門的知識及び技術をもって相談、指導等に当たる人材の養成が緊急の課題である。

在宅介護体制の整備

急速に後期高齢者が増加し、介護者も高齢化していく中で、今後は在宅における家族介護等への支援に重点を置くことが極めて重要である。このため、在宅サービスについては、家族が安心して介護に当たれるよう専門的知識及び技術をもって日常生活の介護及び家族への援助等に当たる人材の養成も急務である。

(2) 国際化と福祉専門家の養成

昨年、8月から9月にかけて東京で国際社会福祉会議が開催され、82か国約2,500名の参加者が討議を行い、資格制度の確立も重要な課題とされた。

欧米先進国のソーシャルワーカーの状況を見ると、アメリカの大部分の州では免許又は登録制度が立法化されている。イギリスでは、CQSWという資格が設けられている。また、フランス、西ドイツでは一定の資格が公認されている。世界に例を見ない高齢化への道を歩んでいる我が国においては特投の資格制度がないことから、福祉専門家の養成にたちおくれているという印象を与えており、国際的に見ても、資格制度の確立が望まれる。

(3) シルバーサービスの動向と資格制度の必要性

年金制度の充実等に伴い、福祉サービスの供給サイドにも変化が生じ、シルバーサービスといわれる分野が拡大しつつある。この動きは、構造的なものであり、また、今後の急速な高齢化は、公私あげて取り組まなければ到底乗り切れるものではないことから、民間部門においてもシルバーサービスが健全に、かつ速やかに育成される必要がある。この場合、シルバーサービスは高齢者をその対象とするということから、社会的責務は重く、特にそのサービスの倫理と質を確保することが焦眉の急であり、このことが我が国シルバーサービスの正しい発展の鍵となるものと考えられる。このためには、介護や相談という福祉サービスの性格や民間の創意工夫と活力を生かすことの大切さを考慮し、法的関与を最小限にとどめ、シルバーサービスに従事する者の資格制度の創設を行うことが現時点では最も有効な方策であると

考える。

3 資格制度の創設に当たって考慮すべき事項

福祉施策は、心豊かで連帯感に満ちた社会を目指すという国民的な広がりの中で推進していくべきものであり、ボランティアの振興は不可欠のものである。この意味において、福祉関係の資格の法制化がボランティアの振興を阻害するようなものであってはならないことは勿論である。

また、今後は福祉サービスの供給体制が多様化していくが、もとより民間部門には限界があり、それに期待できない分野への相応など、公的な役割と責任の明確化のもとに、公的な施策は一層推進すべきものであることはいうまでもない。

4 資格制度の基本的な考え方について

(1) 目的

社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その資質の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 定義

「社会福祉士」（ソーシャルワーカー）

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があること等により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導等を行うことを業とする者をいう。

「介護福祉士」（ケアワーカー）

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排泄、食事その他の介護及び介護に関する指導を業とする者をいう。

(3) 社会福祉士〔介護福祉士〕の登録

社会福祉士〔介護福祉士〕となるには、社会福祉士〔介護福祉士〕登録簿に登録を受けなければならない。

社会福祉士〔介護福祉士〕登録の事務は、厚生大臣が指定する者が行う。

(4) 社会福祉士の資格

社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士の登録を受けることができる。

社会福祉士試験は、厚生大臣の指定する者が行う。社会福祉士試験の受験資格

ア 大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

イ 大学を卒業した者で、厚生大臣の指定する養成施設（1年以上。以下「社会福祉士養成施設」という。）を卒業した者

ウ 短期大学等を卒業し、2年以上（2）の業務経験を有する者で、社会福祉士養成施設を卒業した者

エ 4年以上（2）の業務経験を有する者で、社会福祉士養成施設を卒業したもの

(5) 介護福祉士の資格

ア 高校卒業以上の者で、厚生大臣の指定する養成施設（2年）等を卒業した者

イ 3年以上業務に従事した者等で、厚生大臣の指定する者の行う試験に合格した者

(6) 名称独占

社会福祉士〔介護福祉士〕でなければ、社会福祉士〔介護福祉士〕又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(7) 社会福祉士及び介護福祉士に信用失墜行為の禁止及び守秘義務を課する。

(8) 欠格事由、登録の取消等について所要の規定を設ける。

(9) 罰則

(6)又は(7)の規定に違反したときは、罰則を科する。

(10) 施行期日

この法律は、昭和63年度中に施行する。

5 社会福祉士及び介護福祉士数の将来推計

いくつかの仮定を置き、両資格を取得すると考え

られる者の数の将来推計を極めておおまかに行ったところ、75年度において必要な社会福祉士、介護福祉士の数は、それぞれ13,000人、18,000人程度（63年度以降毎年度それぞれ1,000人、1,400人程度）となった。

企画小委員会委員名簿

石井 岱 三（全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会制度政策委員長）

仲村 優 一（日本社会事業大学教授）

橋本 司 郎（評論家）

三浦 文 夫（日本社会事業大学教授）

座長 山田 雄 三（一橋大学名誉教授）

合同企画分科会委員名簿

小委員会委員 石井 岱 三（全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会制度政策委員長）

江草 安 彦（旭川荘理事長）

岩田 克 夫（聖徳会理事長）

大森 彌（東京大学教授）

中児審委員長 大山 正（母子愛育会会長）

翁 久 次 郎（厚生年金基金連合会理事長）

金 瀬 忠 夫（社会福祉・医療事業団理事）

金 平 輝 子（立教大学講師）

上 村（社会福祉・医療事業団理事長）

五 島 貞 次（児童手当協会参与）

小 山 路 男（社会保障研究所長）

高 橋 孝 文（宮城県拓桃医療療育センター所長）

身障審会長 太 宰 博 邦（全国社会福祉協議会副会長）

中 村 健 二（弘済学園顧問）

小委員会委員 仲村 優 一（日本社会事業大学教授）

縫 田 峰 子（市川房枝記念会理事）

小委員会委員 橋本 司 郎（評論家）

原 田 政 美（東京都心身障害者福祉センター所長）

東 浦 め い（日本放送協会解説委員）

平 山 宗 宏（東京大学教授）

福祉関係者の資格制度について（意見具申）

中社審委員長 福 武 直 （元社会保障研
究所長）

小委員会委員 三 浦 文 夫（日本社会事業
大学教授）

座 長 小委員会委員 山 田 雄 三
（一橋大学名誉教授）

山 村 三 郎（全社協授産協常任評議員）